

広島市公共事業再評価審議会の公開に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、広島市公共事業再評価審議会（以下「審議会」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議会開催の周知)

第2条 広島市都市整備局都市計画課は、会議を開催するに当たって、会議の日時、場所等必要事項を記載した開催案内を作成し、会議を開催する日の1週間前までに、次の方法により周知を図るものとする。

- (1) 都市計画課窓口への備え付け
- (2) 広島市公文書館の所定の場所への掲示
- (3) 広島市ホームページへの掲載
- (4) その他可能な広報手段

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、20名とする。

(傍聴手続)

第4条 傍聴の申し込みの受付は、会議の当日、会議開始の30分前から開始する。会議開始の20分前の時点で、傍聴を希望する者が定員を超えた場合は、抽選により決定する。同時点で、傍聴を希望する者が定員を超えていない場合は、先着順により決定する。

(傍聴することができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 凶器の類等他人に危害を加えるおそれがある物品を携帯している者
- (3) はち巻、ビラ、プラカード、旗の類等議事を妨害する恐れがある物品を携帯又は着用している者
- (4) その他円滑な議事の運営を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、静粛を旨とし、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 談笑、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること等議事の妨げ又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 飲食又は喫煙しないこと。
- (4) 会場内で携帯電話等の無線機を使用しないこと。
- (5) 写真撮影、録画、録音等は行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合を除く。

(6) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるようなことをしないこと。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人はこの要領に違反するときは、会長はこれを制止し、それでもなおその指示に従わず、会議の目的が達成できないと認められる場合は、当該傍聴人を退場させる、或いは当該会議を中止する等の措置を講ずることができる。

(会議の要旨の作成及び閲覧)

第8条 都市計画課は、次に掲げる事項を記載した会議要旨を速やかに作成するものとする。

- (1) 会議名
 - (2) 開催日時・場所
 - (3) 出席者氏名
 - (4) 議題
 - (5) 傍聴人の人数
 - (6) 資料名
 - (7) 発言の要旨又は会議の要旨
- 2 都市計画課は、作成した会議要旨の内容に正確を期するため、会長の確認を得るものとする。
- 3 都市計画課は、作成した会議要旨を、都市計画課窓口及び広島市公文書館の所定の場所に備え置き、これを作成した日から同日の属する年度の翌年度3月31日まで閲覧に供するものとする。

附則

この要領は、平成14年11月11日から施行する。

附則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。